関係県知事からの意見聴取結果

県 名	回答日	知事からの意見	四国地方整備局の考え方
徳 島 県		このことについて、意見はありません。 今後の事業の実施にあたっては、下記について御配慮頂きますようお願いします。 なお、河川法施行令第10条の4第2項に基づく関係市町長の意見は別添のとおりです。 1 当計画に基づく具体の河川整備の実施については、コスト縮減や効率化に取り組み、計画的かつ着実に実施すること。 2 個々の事業の実施にあたっては、地方の意見が十分反映されるよう配慮すること。 3 これまでに聴取された多様な意見については、今後の取り組みにおいて参考とすること。	付帯する要望等については、今後、河川整備計画に基づく具体の事業実施段階において、十分に検討・配慮しながら対応していきます。
香川県	平成21年7月27日	本計画に関する意見は特にありません。なお、下記のとおり付記いたします。 記 本計画に基づき、本県の利水に関わる具体的な事業を計画される場合は、担当部局へ事前協議を行い、双方了解の上実施されたい。	付帯する要望等については、今後具体的な事業を行う際に配慮し対応していきます。
愛 媛 県	平成21年7月16日	平成21年6月1日付け国四整河計第9号にて意見聴取のあったこのことについては、支障ありません。	
高知県	平成21年8月24日	平成21年6月1日付け国四整河計第9号で意見聴取のあった、このことについて別紙のとおり回答いたします。 【別紙 回答意見】 1 早明浦ダム下流の浸水が発生している区間について、ダムによる洪水調節を的確に実施するため、国としても河川整備計画に位置づけたうえで、必要な対策を実施してください。 2 早明浦ダムにおける洪水調節を増大させるためのダムの改築、濁水の長期化及び冷水対策については、早期に事業を実施してください。	息兄に参うさ、本文の <u>能</u> 延内谷を修正させていたださます。